

○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係） 第二条 法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。）、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。）をいう。次項において同じ。）の法第百九十三条の二第一項の監査証明（以下「監査証明」という。）に関する場合に限る。 【一〇三 略】 四 監査証明を受けようとする会社その他の者（以下「被監査会社」という。）	（公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係） 第二条 【同上】 【一〇三 同上】 四 監査証明を受けようとする会社（以下「被監査会社」という。）

社等」という。）について行う監査に補助者として従事する者（以下「補助者」という。）が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第七条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に規定する関係を有する場合

五 「略」

六 公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社等の連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号、中間連結財務諸表規則第二条第三号又は四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社をいい、被監査会社等が外国会社（開示府令第一条第二十号の四に規定する外国会社をいう。以下この号及び第四条第一項第一号において同じ。）である場合にあってはこれに相当する会社をいう。次項及び第四条第一項第一号において同じ。）又は持分法適用会社（連結財務諸表規則第二条第八号、中間連結財務諸表規則第二条第七号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第六号、中間連結財務諸表規則第二条第五号又は四半期連結財務諸表規則第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。同項第一号において同じ。）又は関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号、中間連結財務諸表規則第二条第六号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。）をいい、被監査会社

。）について行う監査に補助者として従事する者（以下「補助者」という。）が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第七条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に規定する関係を有する場合

五 「同上」

六 公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号、中間連結財務諸表規則第二条第三号又は四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社をいい、被監査会社が外国会社（開示府令第一条第二十号の四に規定する外国会社をいう。以下この号において同じ。）である場合にあってはこれに相当する会社をいう。次項において同じ。）又は持分法適用会社（連結財務諸表規則第二条第八号、中間連結財務諸表規則第二条第七号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第六号、中間連結財務諸表規則第二条第五号又は四半期連結財務諸表規則第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。）又は関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号、中間連結財務諸表規則第二条第六号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。）をいい、被監査会社が外国会社である場合にあってはこれらに相当する会社をいう。同項において同じ。）

等が外国会社である場合にあってはこれらに相当する会社をいう。次項において同じ。）との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

2 法第百九十三条の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。

「一・二 略」

三 被監査会社等についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員又はその配偶者が、公認会計士法第三十四条の十一第三項に規定する関係を有する場合

四 「略」

五 被監査会社等についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に規定する関係を有する場合

六 監査法人が、被監査会社等の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに規定する関係を有する場合

七 被監査会社等についての監査証明に係る業務を執行する監査

との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

2 「同上」

「一・二 同上」

三 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員又はその配偶者が、公認会計士法第三十四条の十一第三項に規定する関係を有する場合

四 「同上」

五 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に規定する関係を有する場合

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに規定する関係を有する場合

七 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法

法人の社員若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社等の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社等の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社等の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に公認会計士法施行令第十五条第五号に規定する関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社等の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに規定する関係を有する場合

（監査証明の手続）

第三条 「略」

〔2〕4 略

5 前項第五号に掲げる基準は、被監査会社等が次のいずれかに該当する者であるときに限り、適用されるものとする。

人の社員若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に公認会計士法施行令第十五条第五号に規定する関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに規定する関係を有する場合

（監査証明の手続）

第三条 「同上」

〔2〕4 同上

5 前項第五号に掲げる基準は、監査証明を受けようとする者が次のいずれかに該当する者であるときに限り、適用されるものとする。

「一・二 略」

（監査報告書等の記載事項）

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

一 監査報告書 次に掲げる事項

「イ」チ 略」

リ 監査を実施した公認会計士又は監査法人（これらの者と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどしてその業務を

「一・二 同上」

（監査報告書等の記載事項）

第四条 「同上」

一 「同上」

「イ」チ 同上」

「号の細分を加える。」

行う公認会計士若しくは監査法人又は公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）第三十九条第一号トに規定する外国監査事務所等を含めて構成される組織をいう。第十一項第二号及び第三号において同じ。）に属する者を含む。）が被監査会社等又はその連結子会社若しくは非連結子会社（被監査会社等が外国会社である場合にあっては、これに相当する会社）から受け取った、又は受け取るべき報酬（当該非連結子会社から受け取った、又は受け取るべき報酬にあつては、監査を実施した公認会計士又は監査法人の独立性の保持に影響を与えると認めるに足りる相当の理由があるものに限る。）に関する事項

又「略」

「二・三 略」

「2ゝ9 略」

10 第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項第一号ニ及び並びに前項第九号に掲げる事項は、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合には、記載しないことができる。

一 被監査会社等が前条第五項各号に掲げる者であつて、法第五条第一項の規定により届出書又は法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正届出書を提出する場合

二 被監査会社等が前条第五項各号に掲げる者であつて、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書又は法第二十四条の

リ「同上」

「二・三 同上」

「2ゝ9 同上」

10 第一項第一号ニ及び前項第九号に掲げる事項は、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合には、記載しないことができる。

一 監査証明を受けようとする者が第三条第五項各号に掲げる者であつて、法第五条第一項の規定により届出書又は法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正届出書を提出する場合

二 監査証明を受けようとする者が第三条第五項各号に掲げる者であつて、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書又

二 第一項において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合

11 次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の記載を省略することができる。

一 被監査会社等の財務諸表又は財務書類に係る監査報告書に記載すべき第一項第一号二に掲げる事項と同一の内容が当該被監査会社等の連結財務諸表に係る監査報告書に記載される場合において、当該財務諸表又は財務書類に係る監査報告書にその旨を記載するとき 当該監査報告書に記載すべき同号二に掲げる事項

二 被監査会社等の財務諸表又は財務書類の監査を実施した公認会計士又は監査法人（これらの者と同一のネットワークに属する者を含む。）が当該被監査会社等の連結財務諸表の監査を実施し、当該連結財務諸表に係る監査報告書に第一項第一号リに掲げる事項が記載される場合において、当該財務諸表又は財務書類に係る監査報告書にその旨を記載するとき 当該監査報告書に記載すべき同号リに掲げる事項

三 被監査会社等の財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人（これらの者と同一のネットワークに属する者を含む。）が当該被監査会社等の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の全部を直接又は間接に保有している者の財務諸表等の監査を実施し、当該者の連結財務諸表に係る監査報告

は法第二十四条の二第一項において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合

11 第一項第一号二に掲げる事項は、連結財務諸表の監査報告書において同一の内容が記載される場合には、財務諸表又は財務書類の監査報告書においてその旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

書に第一項第一号りに掲げる事項が記載される場合において、
当該被監査会社等の財務諸表等に係る監査報告書にその旨を記
載すること、当該監査報告書に記載すべき同号りに掲げる事項
[12 ～ 28 略]

第一号様式

監 査 概 要 書 (表紙)

年 月 日提出

財務 (支) 局長 殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称(1)

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社等の一覧(2)
(番号)

(本書面の枚数 表紙共 枚)
(日本産業規格 A 4 210×297 ミリメートル)
監 査 概 要 書
被監査会社等の名称(番号)
公認会計士の氏名又は監査法人の名称

財務諸表 事業年度 第 期 年 月 日から 年 月 日まで
連結財務諸表 連結会計年度 年 月 日から 年 月 日まで

【第一部・第二部 略】
(記載上の注意)
(1) [略]

[12 ～ 28 同上]

第一号様式

監 査 概 要 書 (表紙)

年 月 日提出

財務 (支) 局長 殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称(1)

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社名の一覧(2)
(番号)

(本書面の枚数 表紙共 枚)
(日本産業規格 A 4 210×297 ミリメートル)
監 査 概 要 書
会社名
公認会計士の氏名又は監査法人の名称

財務諸表 事業年度 第 期 年 月 日から 年 月 日まで
連結財務諸表 連結会計年度 年 月 日から 年 月 日まで

【第一部・第二部 同左】
(記載上の注意)
(1) [同左]

(2) 複数の被監査会社等の財務諸表等の監査に係る監査概要書を一括して提出する場合には、表紙に<u>当該被監査会社等の名称及び当該被監査会社等の提出した有価証券届出書又は有価証券報告書に付された提出者の番号</u>を列記すること。 (3) [略] (4) 監査契約等の状況 [a ～ c 略] d 「監査契約の解除」には、監査報告書を<u>被監査会社等</u>に提出した後、監査概要書の提出までの間に監査契約の解除があつた場合に、その旨及び理由を記載すること。 [(5)～(11) 略]		(2) 複数の被監査会社の財務諸表の監査に係る監査概要書を一括して提出する場合には、表紙に<u>当該会社の会社名及び当該会社の提出した有価証券届出書又は有価証券報告書に付された会社の番号</u>を列記すること。 (3) [同左] (4) [同左] [a ～ c 同左] d 「監査契約の解除」には、監査報告書を<u>被監査会社</u>に提出した後、監査概要書の提出までの間に監査契約の解除があつた場合に、その旨及び理由を記載すること。 [(5)～(11) 同左]	
第二号様式 <u>中間監査概要書</u> (表紙) 年 月 日提出 財務 (支) 局長 殿 公認会計士の事務所名及び氏名 又は監査法人の名称 事務所又は監査法人の所在地 電話番号 [被監査会社等の一覧] (番号) (本書面の枚数 表紙共 枚) (日本産業規格 A 4 210×297 ミリメートル) 中間監査概要書 [被監査会社等の名称] (番号) 公認会計士の氏名又は監査法人の名称 中間財務諸表 第 期に係る中間会計期間 年 月 日から 年 月 日まで		第二号様式 <u>中間監査概要書</u> (表紙) 年 月 日提出 財務 (支) 局長 殿 公認会計士の事務所名及び氏名 又は監査法人の名称 事務所又は監査法人の所在地 電話番号 [被監査会社名の一覧] (番号) (本書面の枚数 表紙共 枚) (日本産業規格 A 4 210×297 ミリメートル) 中間監査概要書 [会社名] (番号) 公認会計士の氏名又は監査法人の名称 中間財務諸表 第 期に係る中間会計期間 年 月 日から 年 月 日まで	

中間連結財務諸表	中間連結会計期間	年	月	日から
		年	月	日まで
[第一部・第二部 略]				
(記載上の注意)				
[略]				
第四号様式				
四半期レビュー概要書 (表紙)				
年 月 日提出				
財務 (支) 局長 殿				
公認会計士の事務所名及び氏名				
又は監査法人の名称				
事務所又は監査法人の所在地				
電話番号				
被監査会社等の一覧				
(番号)				
(本書面の枚数 表紙共 枚)				
(日本産業規格 A 4 210×297 ミリメートル)				
四半期レビュー概要書				
被監査会社等の名称 (番号)				
公認会計士の氏名又は監査法人の名称				
四半期財務諸表	第 期に係る第 四半期会計期間	年	月	日まで
	同四半期累計期間	年	月	日まで
四半期連結財務諸表	第 四半期連結会計期間	年	月	日まで
	同四半期連結累計期間	年	月	日まで

中間連結財務諸表	中間連結会計期間	年	月	日から
		年	月	日まで
[第一部・第二部 同左]				
(記載上の注意)				
[同左]				
第四号様式				
四半期レビュー概要書 (表紙)				
年 月 日提出				
財務 (支) 局長 殿				
公認会計士の事務所名及び氏名				
又は監査法人の名称				
事務所又は監査法人の所在地				
電話番号				
被監査社名の一覧				
(番号)				
(本書面の枚数 表紙共 枚)				
(日本産業規格 A 4 210×297 ミリメートル)				
四半期レビュー概要書				
会社名 (番号)				
公認会計士の氏名又は監査法人の名称				
四半期財務諸表	第 期に係る第 四半期会計期間	年	月	日まで
	同四半期累計期間	年	月	日まで
四半期連結財務諸表	第 四半期連結会計期間	年	月	日まで
	同四半期連結累計期間	年	月	日まで

〔第一部・第二部 略〕 （記載上の注意） 〔(1)・(2) 略〕	〔第一部・第二部 同左〕 （記載上の注意） 〔(1)・(2) 同左〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	